

申立人らの一部が所有する避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の自宅土地について、同土地が南相馬市の防災集団移転促進事業の対象区域として、同市に売却されたという事情はあるものの、申立人らの一部に係る介護の必要を踏まえて移住の合理性を認め、住居確保損害を含む賠償がされた事例。

1331

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1，同X 2，同X 3，同X 4及び同X 5（以下申立人5名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 記

- |          |                              |             |
|----------|------------------------------|-------------|
| (1) 損害項目 | 避難費用                         | 金1,735,800円 |
| 期 間      | 自 平成23年5月7日<br>至 平成27年12月5日  |             |
| (2) 損害項目 | 生活費増加費用                      | 金1,274,069円 |
| 期 間      | 自 平成23年3月11日<br>至 平成28年7月11日 |             |
| (3) 損害項目 | 日常生活阻害慰謝料（申立人X 1）            | 金4,300,000円 |
| 期 間      | 自 平成26年9月1日<br>至 平成30年3月31日  |             |
| (4) 損害項目 | 日常生活阻害慰謝料（申立人X 2）            | 金6,520,000円 |
| 期 間      | 自 平成26年9月1日<br>至 平成30年3月31日  |             |
| (5) 損害項目 | 日常生活阻害慰謝料（申立人X 3）            | 金5,050,000円 |
| 期 間      | 自 平成26年9月1日<br>至 平成30年3月31日  |             |
| (6) 損害項目 | 日常生活阻害慰謝料（申立人X 4）            | 金4,300,000円 |
| 期 間      | 自 平成26年9月1日<br>至 平成30年3月31日  |             |
| (7) 損害項目 | 日常生活阻害慰謝料（申立人X 5）            | 金5,935,000円 |
| 期 間      | 自 平成26年9月1日<br>至 平成30年3月31日  |             |
| (8) 損害項目 | 日常生活阻害慰謝料（ペット喪失）             | 金100,000円   |

- (9) 損害項目 財物損害（別紙物件目録1記載の土地（住居確保損害を含む））  
金10,326,600円
- (10) 損害項目 財物損害（別紙物件目録2記載の土地）  
金1,095,165円
- (11) 損害項目 宅地取得に伴う諸費用  
金318,175円

期 間 自 平成24年1月17日  
至 平成24年4月9日

## 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金4095万4809円の支払義務があることを認める。

## 3 支払方法

（省略）

## 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- (3) 申立人らと被申立人は、第1項(3)乃至(7)記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

## 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに、交付する。

平成29年11月7日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 廣瀬正司）